

年度（      年分）

**市民税・県民税 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額  
課税方式選択申出書**

納税義務者

住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 年      月      日  
 電話番号 \_\_\_\_\_

○確定申告した(予定含む)特定上場株式等の所得

		市民税・県民税の 源泉徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
特定上場株式等の譲渡所得等		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と市民税・県民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（源泉徴収されていないもの又は源泉徴収されていても所得税のみで市民税・県民税が特別徴収されていないものは対象ではありません）。

（注意）上表に市民税・県民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で市民税・県民税を課税することがあります。

**■該当する番号に○をつけてください。**

- 1 上表の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得の全てについて、市民税・県民税では申告しません。
- 2 上表の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、市民税・県民税では下表の所得とします。

		市民税・県民税の 源泉徴収税額	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

2 は以下の例の場合に使用します。

例 ・確定申告で分離課税した配当所得を市民税・県民税では総合課税で申告する場合等

※上記課税方式の選択ができるのは、該当年度の納税通知書が送達される日までです。

※特定配当等・特定上場株式等譲渡所得金額の特定口座年間取引報告書（写し可）を提示してください。

**蕨市記入欄**

宛名番号 \_\_\_\_\_

受付	入力	確認